

不審電話等に関する事例

3月15日(火)午前, 広島県尾道市在住の女性被保険者宅に, 郵便局(本局)のタナカと名乗る人物から被保険者の家族宛てに電話があった。その家族が既に亡くなっていることを伝えたところ, 「その家族の貯金がそのままになっており, 相続の手続きが必要である。また, 被保険者名義で月5, 000円の入金と年3回の振込みがあるので, 書類を送る。」と言われた。

被保険者が, 「そんな入金はない。手続きをしていない。」と伝えると, 「委任状がついていないから, 本人が手続きしているはずである。これはおかしい。警察に連絡する。」と言われ, 電話が切れた。

その後, 警察官と名乗る人物から電話があり, 「2年前に詐欺があった関係のリストに, 被保険者の名前があった。被保険者証を紛失していないか。」と尋ねられた。

被保険者が, 被保険者証を所持していることを伝えたところ, 被保険者証や口座の情報を読み上げるよう誘導された。

その電話の後、確認のため、被保険者が郵便局に連絡したところ、上記の電話が成りすましましたことが判明したため、郵便局では警察に連絡を行った。

また、被保険者から市役所に連絡があり、市役所では、金融機関及び警察に早急に連絡するよう伝えた。

不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。

問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合

0985-62-0921（業務課）